

～土木工事等に伴う埋蔵文化財の取扱いについて～

大東市 産業・文化部 生涯学習課

1. 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）

◆『文化財保護法』第93条の規定に基づき、工事着手の60日前までに大阪府教育委員会教育長あてに届出（2部）が必要です。

2. 周辺地

大東市と協議をお願いしている地域です。協議内容は以下のとおりです。

① 開発区域の面積が500㎡以上の場合

◆施工内容により、**試掘・立会調査・慎重工事**を判断いたします。

【1 試掘】基礎工事(基礎杭、地盤改良などを含む。)で掘削の深さが1.5メートル以上の場合

工事着手の14日前までに大東市長あてに試掘依頼書（1部）の提出をお願いしています。

但し、杭工法の場合、その規模等により立会調査、慎重工事で対応する場合があります（杭径1.0メートル未満、かつ杭の断面積の合計が建築面積の5%未満である場合）。また、出土品等により遺跡と認められるものを確認した場合は『文化財保護法』第96条の規定に基づき、大阪府教育委員会教育長あてに届出が必要とともに、その保存について別途協議をお願いしています。

【2 立会】基礎工事(基礎杭、地盤改良などを含む)で掘削の深さが0.5m以上～1.5m未満の場合

専門職員が基礎工事の際、文化財の、試掘・立ち合い有無等の確認をしますので、基礎工事の日程が決まった段階で連絡及び調整をお願いいたします。尚、出土品等により遺跡と認められるものを確認した場合は『文化財保護法』第96条の規定に基づき、大阪府教育委員会教育長あてに届出が必要とともに、その保存について別途協議をお願いしています。

【3 慎重工事】基礎工事(基礎杭、地盤改良などを含む。)で掘削の深さが0.5メートル未満の場合

連絡等の調整の必要はありませんが、出土品等により遺跡と認められるものを確認した場合は『文化財保護法』第96条の規定に基づき、大阪府教育委員会教育長あてに届出が必要とともに、その保存について別途協議をお願いしています。

② 開発区域の面積が500㎡未満の場合

◆**慎重工事**での対応をお願いしています。連絡等の調整の必要はありませんが、出土品等により遺跡と認められるものを発見した場合は『文化財保護法』第96条の規定に基づき、大阪府教育委員会教育長あてに届出が必要です。

3. 協議不要の地域

◆協議等の必要はありませんが、工事中に出土品等により遺跡と認められるものを発見された場合は『文化財保護法』第96条の規定に基づき、大阪府教育委員会教育長あてに届出が必要です。

大東市産業・文化部生涯学習課 TEL 072-870-9105 FAX 072-870-9687

★各届出用紙については大東市ホームページの『組織でさがす生涯学習課』の『土木工事等に伴う埋蔵文化財の取扱いについて』よりダウンロードできます。